

R.7年5月度 安全衛生協議会 & OSUMI NEWS



株式会社 大隅工業

希望ある未来へ Change to a Hopeful Future

■ 藤田代表取締役より一言

【今月の安全訓示】

藤田社長より



大型連休も終わりました。皆さんゆつくり休む事は出来たでしょうか。

この休暇中も全国で数件、飲酒運転での死傷事故が発生しました。

お酒を飲むと正常な判断が出来なくなり、自身の気も大きくなります。

当社で該当する方はいないと思いますが飲酒運転は犯罪です！

「飲んだら乗るな！ 乗るなら飲むな！」を必ず徹底して下さい。

今年も猛暑予報が出ています。日頃から万全の対策をお願いします。

■ 5月度 安全目標

- ① 墜落・転落災害の防止
- ② 熱中症災害対策の始動
- ③ ヒューマンエラーの防止

・5月の安全衛生行事

- STOP！熱中症クールワークキャンペーン(5月1日～9月30日)
- 禁煙週間(5月31日～6月6日)

■ ヒヤリハット報告

・輸送船の係留作業時、ロープをビットに掛ける際、波の影響でロープが張り転倒しそうになりヒヤリとした。（D社/馬毛島）

【改善・対策】

・係留時はロープの張りを確認して緩んでから掛け、係留作業後は速やかに退避の徹底を心掛けた。

【コメント】

・ロープ周辺作業の基本を徹底しましょう。

- ①張ったロープの内角側に入らない・近寄らない。
- ②コイルの中に足を入れない。
- ③レッコの際は索に注意。

■ 安全環境部より①

無災害記録 5月11日現在

348日

173,808時間

■ 熱中症災害対策の始動！

- ・5月より気温が上昇していき、熱中症の危険性が高まっています。
その為、大隅工業では今年も熱中症対策に力を入れていきます。

対策①スポーツドリンクの配置

②製氷機の活用

③高年齢労働者(65歳以上)へ空調服の支給

現場作業前日の過度な飲酒、食事の欠食なども熱中症の要因とみなされます。体調の自己管理を徹底し、**熱中症ゼロ**を目指しましょう。

■ 安全環境部より②

■ ヒューマンエラーとは

- ・人間の行動によって起こる意図しないミスや失敗のことを「ヒューマンエラー」といい、下記の12分類に分けられます。
 - ①危険軽視・慣れ②不注意③無知・未経験・不慣れ④近道・省略行動⑤高齢者の心身機能低下⑥錯覚⑦場面行動本能⑧パニック⑨連絡不足⑩疲労⑪単調作業による意識低下⑫集団欠落
- ・ヒューマンエラーの防止方法として、下記の3点が有効ですので実践してヒューマンエラーの撲滅を図りましょう。
 - ① K Y 活動②指差呼称③ヒヤリハットの報告（⇒要因解析⇒対策検討⇒ルール化⇒周知）

■ 海事・工事部より 【災害事例から学ぶ】

【概要】 ※ヒューマンエラーによるヒヤリ

- ・「M社/浜名湖」にて、当社のI社員が湖上の新幹線橋脚躯体内を移動中、頭を上部構造物にぶつけた反動で落水した（怪我なし）。

【原因】

- ・ 躯体内の移動に慣れておらず、構造物で天井が低くなっているエリアを通り過ぎたと思い込み、中腰を止め背筋を伸ばしてしまった。
- ・ 直上社職員に呼ばれ、急いで移動していた。

【対策】

- ・ 慣れない作業環境では、必ず事前にKYを実施し、リスクと対策を把握しておく。
- ・ リスクがある作業・場所では必ず指差呼称を実施する。
- ・ 起きてしまったヒヤリハット事例は、必ず原因と対策を明確にしてルール化し、全員に周知して2度と同じヒヤリを発生させない。



■ 総務部より

◆住民税 特別徴収

給与から毎月控除しております「住民税」の年度更新が6月(7月支給給与)より行われます。次月、6/13(金)支給給与に合わせて今期住民税の案内を各自へ配布致します。尚、中途入社の方に関しましては、ご自宅に役所から案内と納付書が届きます。届き次第総務部へご提出ください。給与控除へ切替えます。提出の際、納付書の納期が近いもの、過ぎたものは個人で納付をお願いします。それ以外をご提出ください。



◆税金の納付(個人)

3月から6月にかけて、自動車税、固定資産税はじめ税金の納付案内が対象者に送られます。送られてきた方は、必ず期日までに納付を行って下さい。納付を怠ると、会社へ調査が入り給与差押になる場合があります。各自、必ず郵送物の確認をし迅速な対応を致しましょう。



■ 新入社員紹介

新入社員紹介

宜しくお願いします!!



海事部

再雇用

池田 真(26)

令和7年4月16日入社



■ 周知・依頼事項

■ 社名入り作業着の着用ルールについて

社名入り作業着を着用したままの私用外出は原則として禁止されています。
万が一トラブルに巻き込まれた場合、会社名が特定され元請社・直上社に迷惑
が掛かる可能性もある為、着用ルールはしっかりと守りましょう。

例外として着用が許されるのは通勤途中で生活に必要な最低限の用途・時間
に限ります。 ※通院や生活必需品（食料・日用品）の買い物等

■ 帰省旅費廃止について

雇用形態の変化（日給→月給）に伴い、夏期・冬期休日の帰省旅費が
廃止となります。移行措置として、2025年の夏期は実費の半額を会社で負担
しますが、2025年冬期より完全廃止となりますので、お含みおき下さい。

それでは皆様ご安全に！！！！

現場で怪我をした際は、「直ちに正確な事実を」報告して下さい。

時間がたってからの報告は労災認定が得られず、様々な補償が受けられなくなる可能性があります。

また、虚偽の報告は犯罪行為となり罰則が科されます。自分の身を守るためにも、「直ちに正確な事実を」報告しましょう。

